

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一 地 先 ま で</p>	<p>鴻 巣 市 大 字 上 谷 字 郡 田 一 四 二 九 番 二 地</p> <p>先 か ら 同 市 大 字 上 谷 字 郡 田 一 四 三 〇 番</p>	<p>区 間</p>
<p>一 〇 ・ 六 〇 〇 ・ 十 二 ・ 二 四</p>	<p>八 ・ 三 〇 〇 ・ 九 ・ 六 五</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
<p>五 四 ・ 〇 〇</p>		<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
		<p>備 考</p>